

28 在本邦中華民国留学生その他排日運動取締に関する件に

付官公私立大学等へ通牒 〔昭和六年十二月〕

官專五二六号	裁
定	決
12月2日	文書課長
	(宮下) 印
送	發
12月5日	起案者
	(入住) 印

昭和六年十一月四日起案

学務課長 (服部) 印

専門学務局長 (赤間) 印

大臣 (田中) 印

次官 (中山) 印

実業学務局長代 (田中) 印

(注記3)

政務次官 不在

普通学務局長 (篠原) 印

参与官 (工藤) 印 (岡) 印 (金子) 印 (石井) 印

(注記4)

案

在本邦中華民国留学生其ノ他ノ排日運動取締ニ関スル件

文部次官

年 月 日 (抹消) 〔別紙学(総、校)長宛〕

各帝国大学、官公私立大学、高等学校、専門学校(実業専門ヲ含ム)高等師範学校(総、学)長宛

在本邦中華民国留学生其ノ他ノ排日運動取締ニ関スル件

従来在本邦中華民国留学生ノ排日運動〔取締ニ就テハ之〕ニ対シ

嚴重ナル取締ヲ行フコトハ徒ラニ彼等留学生ヲ刺激シ反ツテ面

(下 礼)

白カラサル結果ヲ招来スルノ虞アリ且此等学生ガ如何ニ策動スルモ其ノ効果ハ殆ント云フニ足ラストナシ大体寛容ナル態度ヲ執リ来リタル処最近滿^(抹消)州^(加筆)〔洲〕事件勃発ト共ニ彼等留学生ノ排日行動ハ益々熾烈ヲ如ヘ為ニ日本国民ノ感情ヲ害シ留学生ノ身辺保護上ニモ支障ヲ生スルノ虞アリ且別紙調書記載ノ通留學生ノ排日運動ヲ取締ルノ必要アリト認メラルルニ依リ^(抹消)〔今後〕本省ト内務外務両省^(二テ)〔トモ〕協議ノ上^(今後ハ)左記方針ニ依リ中華民國留學生ノ排日運動ヲ取締ルコトト致シタルニ付御諒承ノ上可然御措置相成度

^(加筆)追而〔留學生以外ノ〕在本邦中国人ノ排日運動ニ対シテモ一斉ニ右ト同趣旨ニヨリ取締ルコトト相成タルニ付為念申添フ

記

イ、学校当局其ノ他ニ於テ中国留學生カ排日行動ニ出^(加筆)〔テ〕サル様嚴重ニ訓戒シ且取締ヲ行フコト

ロ、結社、団体等ノ排日取締ヲ嚴重ニスルコト

ハ、排日行動ニ出テタル者ニ対シテハ^(加筆)〔夫々適當ニ〕懲戒処分^(抹消)〔加筆〕^(抹消)〔加筆〕ヲ行^(ヒ)〔フコ

ト尚〕情重キモノニ対シテハ^(加筆)〔關係当局ヨリ〕退去命令^{(論}

旨退去^(ヲ含ム)〕ヲ行フ^(コト)予定^(スル)〔二付〕ナリ

ニ、排日ニ関スル無届出版、無届集会ヲ嚴重ニ^(抹消)〔処分スルコト〕

^(加筆)〔取締ルコト〕

備考 別紙浄写ノ上一部添付ノコト

備考

右ハ六年十月二十一日外務省^(加筆)〔文化事業部〕、アジア局^(部)内務省、警視庁及文部省ノ關係官會議ヲ開キ議定シタル事柄ニ基クモノニシテ留日民国公使ニモ本通牒ノ趣旨ハ伝送致シア^(抹消)〔ル〕^(服部)

(注記5) 文化一機密合第三四一一号

昭和六年十月二十九日

(注記7)

(注記8)

(注記6)

文部大臣 田中隆三殿

外務大臣男爵 幣原喜重郎 印

在本邦中国留學生其ノ他ノ排日運動取締ニ関スル件

在本邦中国留學生ハ日華両国間ニ紛議起ルヤ往々排日ニ関スル各種ノ宣伝「ピラ」若ハ宣伝文書等ヲ作成シ之ヲ「在本邦中国留學生代表」等ノ名義ヲ以テ中国留學生ノ在学スル本邦ノ各学校若ハ本国政府等ニ送付シ居リシカ両国間ニ紛議ノ發生スル場合中国留學生ノ行動ニ対シ嚴重ナル取締ヲ行フルコトハ徒ラニ彼等留學生ヲ刺激シ反ツテ面白カラサル結果ヲ招来スルノ虞アリ且彼等学生カ如何ニ策動スルモ其ノ効果ハ殆ント云フニ足ラス旁寛容ノ態度ヲ以テ之ニ対スルノ要アリトシ従来此等留學生ノ排日行動ニ付テハ特別ノ場合ヲ除クノ外大体黙殺ノ態度ヲ執リ居リタル処最近滿洲事件勃発ト共ニ彼等留學生ノ排日行動ハ益々熾烈ヲ加ヘ為ニ日本国民ノ感情ヲ害シ留學生ノ身辺保護上ニモ支障ヲ生スルノ虞アリ且別紙調書記載ノ通り留學生ノ排日運動ヲ取締ルノ必要アリト認メラルルニ依リ今後ハ中国留學生ノ排日運動取締ニ関シテハ貴我両省及内務省主務者間内協議ノ

結果ニ基キ左記方針ニ依リ措置セラルル様致度此段申進ス
追テ在本邦華僑モ亦地方別或ハ業体別ニ結社ヲ組織シ留学生
ノ団体ト聯絡ヲ保チ捏造又ハ虚報ヲ伝ヘテ排日ヲ煽ル傾向有
之ヤニ就テハ在本邦一般人ニ対シテモ一斉ニ本文ト同様
趣旨ニ依リ取締ルコトト致度申添フ

記

(イ) 学校当局其ノ他ニ於テ中国留学生カ排日行動ニ出テサル様嚴
重ニ訓戒セラレ且取締ヲ行ハルルコト

(ロ) 結社、団体等ノ排日取締ヲ嚴重ニセラルルコト

(ハ) 排日行動ニ出テタル者ニ対シテハ懲戒処分(加筆)ヲ行ヒ(抹消) (戒飭、
停学、退学、放校処分等ヲ含ム) (若ハ) (ヲ行ヒ情重キモノニ

対シテハ) 退去命令 (諭旨退去ヲ含ム) ヲ行ハルルコト

(ニ) 排日ニ関スル無届出版、無届集会等ヲ嚴重ニ処分セラルルコ
ト

(加筆) 別紙(抹消)
(2)

(抹消) 昭和六年十月十六日記

中国留学生ノ排日運動取締ヲ必要トスル理由簡条書

一、本邦ニ於テ中国留学生ヲ(抹消) (修養) (加筆) (收容) 教育スルノ根本趣旨
ハ少クトモ日本ニ対シ不利ナク思想ヲ懐ク学生ヲ養成ス
ルニアラサルコト

一、国交ヲ害スルカ如キ運動殊ニ日華兩國間ノ国交ヲ害スルカ
如キ運動ハ相当ノ犠牲ヲ払フト雖モ之ヲ取締ルノ必要アル
コト

一、日本ハ入学難ノ為苦シミ居ル自国学生ヲ排シテ迄中国留学

生ヲ收容教育シ居ルニ対シ排日ヲ以テ報イラルルハ面白カ
ラス又留学生ノ立場ヨリ見ルモ学ヲ日本ニ受ケ乍ラ日本排
斥ニ従事スルハ不都合ナルコト

一、各国ハ自ラ守ルノ要アリ他国留学生カ自国ノ排斥ヲ然カモ
自国領域内ニ於テ行フカ如キハ断々乎トシテ之ヲ排セサル
ベカラス若シ之ヲ放任スルカ如キコトアラムカ一般国民ノ
国家觀念若ハ国民的矜持ヲ失ハシムルニ至ルヘシ米國大學
等ニ於テ自国学生ハ勿論他国留学生等ガ自国ニ対シ不利
ナル言辭ヲ弄シ又ハ国旗ニ対シ札ヲ失スル如キ行為アルト
キハ米國学生仲間ニ於テ嚴重ナル制裁行ハレ居レリ

一、国家ハ威信ヲ保持スルヲ要ス排日行為ノ取締ノ如キハ利害
ヲ離レタル方面則チ国家ノ面目ノ方面ヨリモ考察スルノ要
アリ中国留学生カ本邦ニ於テ行フ排日ノ如キハ日本ニ一人
ノ中国留学生ナキニ至ル迄モ断乎トシテ取締ラサルヘカラ
ズ斯ル決意ヲ以テ留学生ニ臨マバ反ツテ優良ナル学生ヲ多
数吸収シ得ルニ至ルヘシ

一、日本政府カ中国政府ニ対シ排日行動ノ取締ヲ要求シ乍ラ日
本国内ニ於ケル排日行動ヲ黙認スルハ奇異ナル現象ニシテ
中国ニ対シ其ノ領域内ニ於ケル排日運動ノ取締ヲ困難ナリ
トスルノ一ノ有力ナル論拠ヲ与フルコトトナルヘク此ノ点
ニ関シテハ「折角排日取締ヲ中国側ニ要求シ居ル際日本ニ
在留スル中国学生ヨリ排日宣伝文書ノ送附アル為排日取締
交渉上常ニ支障ヲ生ス」トハ在華日本外交官ノ度々口ニス
ルトコトナリ又日本ニ於テ排日行動ノ取締ヲ嚴重ニセサル

トキハ南洋等ニ於ケル華僑カ排日運動ヲ為スニ際シ之レカ
取縮方ヲ華僑ノ在留スル国家ニ要求シ得サルニ至ルヘシ

- 一、中国人ハ精神的調和力ニ乏シキヲ以テ雷同増長スルノ傾向
アリ排日行動ヲ其ノ萌芽ニ於テ芟除セサルトキハ極端ナル
排日運動ニ着手スルニ至ルヘシ

- 一、中国留学生ノ排日ヲ為スハ必スシモ愛国心ニ出ルニアラス
シテ排日行為ニ依リ売名シ在留中国人ノ間ニ重キヲ為シ將
来帰国後ニ於ケル自己ノ立場ヲ有利ニシ置カムトスルカ又
ハ排日運動ニ依リ物質的ニ漁夫ノ利ヲ占ムトノ卑劣ナル
心情ニ出ツルモノ多キニ依リ「愛国心ノ発露ナルヲ以テ寛
大ニ取扱フヘシ云云」ノ論ハ其ノ理由乏シキコト

- 一、日本ニ於テ排日行動ヲ許サレタル留学生ガ中国ニ帰リテ如
何ニ激烈ナル排日行為ヲ行フモ差支ナシト思惟スルニ至ル
ハ自然ノ数ニシテ此ノ際中国人ニ喚起スルノ要アル(加筆)〔國際
義務〕觀念ヲ反ツテ失ハシムルコトトナル大正十二年頃日
貨排斥ノ烽火ヲ最初ニ上ケタルハ実ニ在本邦中国留学生ナ
リシト伝聞ス

- 一、在本邦中国留学生ノ排日ニ関スル虚偽ナル種々ノ宣伝ヲ取
締ラサルトキハ國論ヲ紊シ他国民ニ対シテハ現地ヨリ出ツ
ル情報ナルニ依リ事実ナルヘク殊ニ日本カ其ノ領土内ニ於
テ斯ル出版物等ヲ認ムルハ事実ナルカ故ニ取締ノ方法ナキ
ニ依ルモノナルヘシ等虚偽ナル宣伝文書ノ真实性ヲ裏書ス
ルノ結果トナル

- 一、最近在本邦中国公使館及学生監督処ニ就テハ國交ニ顧念ス

ル為カ留学生ノ排日行動取締ニ非常ナル努力ヲ払ヒ此ノ際
帰国スル者ハ将来留学生タル資格ヲ失ハシメ且帰国ヲ許サ
ルル者ハ帰国後排日ヲ行ハサルコトヲ誓ハシムル等ノコト
ヲ為サシメ居ルニ依リ日本側ニ於テ取締ヲサルトキハ公使
監督等ノ立場ヲ困難ナラシムヘシ非国民ナリトノ批難ノ声
公使等ノ上ニ既ニ浴セラレ居ル実状ナリ

- 一、在本邦一学校ニ於テ留学生カ排日行動ヲ行フトキハ他校在
学留学生ヲ刺戟スルノミナラス他校在学留学生ハ自ラモ排
日ヲ行ハサレバ愛国心ヲ疑ハルルヲ虞レ且中国民衆及学生
ハ日本ニ於ケル中国学生スラスク排日ヲ行フニ自國ニ於テ
無為ニ過スベカラストシテ雷同性强キ中国民衆学生等ハ心
ニモナキ排日ニ狂奔スルニ至ルヘシ

- 一、留学生ノ排日行為取締ヲ行フトキハ反テ刺戟シテ排日運動
ヲ拡大シ且深刻ノモノトナスヘシト言フモノアルモ愛国心
ノ発露ニ依ル排日ニ非ラサルニ依リ取締ニ依リ有効ニ排日
運動ヲ阻止シ得ヘク拡大シ又ハ深刻ナラシムルコトナカル
ヘシ取締ヲサルトキハ善良ナル留学生ニ迄波及スルニ至ル
ヘシ

- 一、排日ニ従事スル中国留学生ハ真面目ナル落着キテ勉強セム
トスル留学生ヲ非国民ナリトシテ非(抹消)〔難〕スルニ依リ
排日学生ニ対スル氣兼上真面目ナル学生モ心ナラスモ排日
ヲ行ハサルヲ得サルニ至リ此等善良ナル学生ハ過激ナル学
生ニ引摺ラレテ排日ニ従事スル間ニ遂ニハ成長シテ熱心ナ
ル排日運動者トナルヘクコノ善良ナル学生ノ排日論(抹消)〔旨〕

〔加筆〕トナルハ日本ノ為大ナル不利益ヲ招来スヘキコト

- 一、排日学生ヲ処分スルトキハ帰国後熱心ナル排日ヲ行フニ至ルヘク不利益ナリトノ論アルモ此等留学生ノ排日行為ニ從事スルノ動機カ愛国心ニ出ルニアラスシテ卑劣ナル利己心ニ基クコト多キヲ以テ一度排日行為ニ依リ日本ニ於テ売名其ノ他ノ利益ヲ占メタル学生ハ帰国後モ其ノ利益ヲ忘ルルコトナク機会アル毎ニ猛烈ナル排日ヲ行フニ至ルヘク反之日本ニ於テ嚴重ナル取締ヲ受ケ放校処分落第等ノ不利益ヲ嘗ムルニ於テハ帰国後其ノ不利ヲ虞レ排日ヲ慎シムニ至ルコト

- 一、留学生カ排日ニ従事スルトキハ学業ヲ疎力ニスルニ至リ留学ノ目的ヲ達セス日本留学生出身者ハ実力ナシトシテ本国ニ於テ虐遇セラレ先輩及後輩タル日本留学出身者ノ本国ニ於ケル立場ヲ弱クスルコト

- 一、排日ニ従事スル学生ハ学課ノ出欠常ナキニ至リ学校当局ニ於テハ校紀ノ維持上困難ヲ感シ殊ニ日本学生ノ思想問題取締ニ苦シミ居ル学校当局ハ中国留学生ノ問題ニ顧念スルノ余裕ナキヲ以テ問題ヲ惹起スル虞アルニ於テハ自然中国留学生ヲ入学セシメサルニ至ルコト

- 一、留学生カ排日運動ヲ行フトキハ日本学生ハ之ト交ルヲ避クルニ至リ留学生ハ学園内ニ孤立スルヲ以テ日本ニ於ケル学生々活ニ関シ不快ナル印象ヲ受クルニ至ルコト

- 一、日本学生ニハ政治運動ヲ禁止シ居ルニ依リ中国留学生ノ政治運動ヲモ取締ルヘキモノナルコト

- 一、排日行為ヲ取締ルトキハ学生減少スヘシト言フ論アルモ不

真面目ナル学生ハ減少スヘキモ真面目ナル学生ハ減少セサルヘシ欧米ニ留学スレバ学費ヲ多ク要スルノミナラズ中国ヲ救フモノハ欧米思想ニアラズシテ東洋思想ナルコトハ支那側識者ニ於テ認識スルニ至レルヲ以テ日本留学出身者ヲ落着キテ勉強セシメ実力ヲ与ヘテ帰国セシムルトキハ本国ニ於テ相当ノ地位ヲ与ヘラレルルニ依リ中国学生ハ日本ニ媚集スルニ至ルヘキコト

- 一、警察当局等ニ於テ切角在本邦中国人ノ保護ニ努力シ居ル際在本邦中国留学生カ排日運動ニ従事スルトキハ日本国民ノ感情ヲ〔加筆〕刺シ中国留学生ノ身辺保護上支障ヲ生スルノ虞アルコト

〔注記1〕

〔至急〕

〔注記2〕

〔記録掛 17・2・9 受領〕

〔注記3〕

〔回付月日ノ十一月十六日 実業ノ十一月十七日 普通ノ十一月二

五日 督学官〕

〔注記4〕

〔一四〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記5〕

〔文部省 昭和6・10・30 官専526号〕

〔注記6〕

「急」

(注記7)

「別紙添付」

(注記8)

「783」

(下札)

〔中山〕

〔種別〕

〔抹消〕

〔加筆〕

〔よ十八〕

〔よ一〕

／聯繫

／登録追加

／件名

各帝大等

へ通牒

在本邦中華民國留學生其ノ他排日運動取締ニ関スル件

番号

官專五二六

／結了年月日

昭六

一二

五

／保存年限

ム

キ

／枚数

16

〔自昭5年至昭6年 学生生徒総規
第3冊〕文部省⑤ 3A.32—6.2452〕